

通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション) 運営規定

(施設の目的及び運営の方針)

- 第1条 (1) 介護老人保健施設ヴィラ岩井が行う、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにする。
- (2) 理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事により、利用者の心身の維持回復を図るものとする。
- (3) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (4) 市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。
- (5) 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第2条 (1) 名称 ヴィラ岩井
(2) 所在地 福井市日之出2丁目13番2号

(職員の職種及び員数)

- 第3条 施設の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。
- | | | |
|--------------|----|-----|
| (1) 施設長(管理者) | 1名 | 非常勤 |
| (2) 介護職員 | 2名 | 常勤 |
| (3) 理学療法士 | 1名 | 非常勤 |

(営業日及び営業時間)

- 第4条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の営業日および営業時間は次のとおりとする。
- | | |
|----------|---|
| (1) 営業日 | 月・火・水・木・金・土曜日
(祝日、8/15、12/31～1/3を除く) |
| (2) 営業時間 | 9:00～17:00【要介護】
9:00～17:00【要支援】 |

(利用定員)

- 第5条 (介護予防) 通所リハビリテーションの利用定員は20名とする。

(サービスの内容)

第6条 利用者に対するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、必要なリハビリテーションに関する目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立に資するよう清拭、洗髪等による清潔の保持を保ち、食事および排泄等日常生活の介護を行う。
- (3) 事業所の職員は療養生活、介護方法を利用者または家族に対し理解しやすいように指導または説明を行う。
- (4) 利用者の病状および心身の状況ならびに日常生活およびそのおかれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- (5) 利用者について、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に従ったサービスの実施状況およびその評価を診療録等に記録する。

(利用料等)

第7条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した介護保険負担割合証に記載のある割合となる。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用

(1) 食費(1日分)	昼食	525円
(2) おやつ代(1回分)		100円
(3) 飲み物代(1杯分)		157円
(ご本人様嗜好の飲み物を提供します)		
(4) クラブ活動費(1回)		実費
(5) 行事参加費(1回)		実費
(6) オムツ代(1枚)	布	42円
	紙パンツ	154円
	紙尿取りパット	22円
	紙ナイトパット	50円

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は福井市、坂井市、あわら市、永平寺町とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第9条
- (1) 医師の医療上の指示にはすべて従わなくてはならない。
 - (2) 暴力、喧嘩その他、他人に迷惑をかける行為はしないこと。
 - (3) 衛生的、風紀上およびその他施設の管理運営に支障ある物品を持ち込まない。

- (4) 火災、盗難、伝染病の予防に努めること。
- (5) 外出を必要とするときは、事前に届け出て承認を受けなければならない。

(非常災害対策)

- 第 10 条 (1) 施設内各室にそれぞれ火気取り締まり責任者を置き、室内の火気・臭気および戸等の施錠を点検し、出火の恐れのないことを確認しなければならない。
- (2) 責任者は非常災害計画を立て、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。
- (3) 施設内外特に火気を取り扱う場所の付近には消火器および防火用貯水構を備え付け、常に全職員および入所者に明確に分かるよう表示する。
- (4) 疾病者等の救出に必要な担架等は、病室または廊下の見やすい場所に常備しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第 11 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 当施設は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(従業者の業務、勤務等)

- 第 12 条 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(衛生管理等)

- 第 13 条 (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行うものとする。
- (2) 当施設において感染症が発生したときは、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ① 当施設における感染症又は、食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね3月に1回以上開催するとともにその結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ② 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- ③ 当施設において、従業員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行う。
- ④ 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(事故発生時の対応)

- 第 14 条 (1) 当施設は事故が発生した場合は、速やかに市町、通所者の家族および居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 当施設は通所者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(高齢者虐待防止)

- 第 15 条 施設(事業所)は、利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催とともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針設備
 - (3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
 - (4) 成年後見制度の利用促進
 - (5) 苦情解決体制の設備
 - (6) 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置
- 施設(事業所)は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに市町村に通報するものとする。

(研修)

- 第 16 条 (1) 当施設は従業員の資質の向上の為に、その研修の機会を確保するものとする。
- (2) 当施設の研修は、職員の向上のため必要に応じ参加するようにする。
- (3) 当施設は、全ての従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(サービス計画の作成)

- 第 17 条 (1) 利用者の心身状況および希望ならびにそのおかれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を作成する。

(2) それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容などについて説明を行う。

(3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

（記録の整備）

第 18 条 事業所は本事業を行うため、通所申込書、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画書および処遇に関する記録、利用料収納簿、その他必要な記録を整備する。また、各書類の保存期間は法廷保存期間とする。

（協力病院の名称等）

第 19 条 施設（事業所）は、通所者の病状の急変等の備えるために、次のとおり協力医療機関を定める。

（施設名） 岩井病院

（住 所） 福井市日之出 2 丁目 1 5 - 1 0

（施設名） 岩井歯科医院

（住 所） 福井市日之出 2 丁目 1 5 - 1 6

（苦情処理）

第 20 条 施設（事業所）は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する通所者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設（事業所）は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関し、法第 23 条の規定による市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、通所者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設（事業所）は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。

4 施設（事業所）は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する通所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 施設（事業所）は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町に報告する。

第 21 条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団成蹊会理事長と介護老人保健施設ヴィラ岩井施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

この規定は、平成17年5月1日より一部改正する。

この規定は、平成17年10月1日より一部改正する。

この規定は、平成18年3月1日より一部改正する。

この規定は、平成18年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成19年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成19年11月1日より一部改正する。

この規定は、平成21年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成23年5月1日より一部改正する。

この規定は、平成26年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成29年1月1日より一部改正する。

この規定は、平成29年4月1日より一部改正する。

この規定は、令和1年10月1日から一部改正する。

この規定は、令和2年3月20日から一部改正する。

この規定は、令和3年3月1日から一部改正する。

この規定は、令和4年5月1日から一部改正する。

この規定は、令和6年2月1日から一部追加、改正する。

この規定は、令和6年4月1日から一部追加、改正する。